

ダイワセゾンカード規約

第1章（カードの発行）

第1条（カードの発行）

お客様が、本規約を承認し、ダイワセゾンカード（以下「カード」という）のご利用のお申込みをされ、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）が、カードのご利用を認めた方（以下「会員」という）にカードを発行します。

第2条（カードの貸与）

- カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員にお貸しするものです。
- カードのご利用は会員に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。
- 会員にはカードを受け取られたと同時に、カードの所定欄に署名していただきます。
- 会員が（2）または（3）に違反して、他人にカードを利用させまたは利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。

第3条（有効期限）

- カードの有効期限は、当社が定めます。
- （1）の有効期限までに特に会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認めた方には、新しい有効期限のカードを送付いたします。

第4条（暗証番号）

（1）お客様がお申込時にお届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外の方に知られないよう注意していただきます。

（2）ご本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、会員のご負担といたします。ただし、会員の故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、会員のご負担とはなりません。

（3）会員から暗証番号の届出がない場合は、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知する場合がありますことをご承諾いただきます。

第2章（カードによる商品購入等）

第5条（カードのご利用）

- 当社の指定する店舗・施設等（以下「店舗」という）で、カードを提示し、伝票等に署名することまたはその他の当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」といし、当社が提供するものも含む）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が店舗へ立替払いをすることおよび商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承諾いただきます。
- （1）の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取り消しについては、（1）を適用いたします。
- 当社が認めた場合、会員は（1）に定めるカードの提示、伝票等への署名を省略することができます。
- カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただきます場合があります。
- カードのご利用可能枠は、会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、当社が必要と認めた場合に変更させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。
- 会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けている場合、それら複数枚のクレジットカード（ただし、一部のクレジットカードは除きます。）全体におけるご利用可能枠（以下「総合与信枠」という）は、原則として各カードに定められたご利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のクレジットカードにおけるご利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおけるご利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた額となります。

第6条（保険および電話サービス等にかかる代金等のお支払い）

- 会員は、インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引にかかわる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して当該継続的サービス利用代金を支払うことにご了承いただき、これを第7条（弁済金等の支払方法等）により当社へ支払うものとします。
- カードでの継続的サービス利用代金のお支払いを中止される場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申し出、承諾を得ていただきます。
- 会員またはカード解約された元会員（以下「会員等」という）が前項の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した継続的サービス利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその継続的サービス利用代金を第7条（弁済金等の支払方法等）（1）によりお支払いいただけます。
- カードが解約または利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対する継続的サービス利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該継続的サービス事業提供者との契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きをお願いいたします。
- 会員は、各継続的サービス事業提供者との契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

第7条（弁済金等の支払方法等）

- 会員は、カードのご利用に基づくお支払い金額（以下「お支払額」という）を、会員が予め預金口座振替依頼書等にて指定された金融機関口座からの口座振替の方法により支払うものとします。また、お支払額は商品購入代金を毎月末日に締切り（以下「締切日」という）、（2）の方法により算定した額とし、翌々月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただけます。ただし、事務上の都合により当該お支払日以降の日にお支払いいただくことや、支払方法について別に当社が指定した場合には、その方法に従いお支払いいただけます。なお、口座振替ができなかった場合、当社から金融機関に対し再度口座振替の依頼ができるものとなりますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、会員には異議のないものとなります。
- 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング方式、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限らせていただきます。なお、お支払い方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。

リボルビング方式-締切日における商品購入代金の残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾「ショッピング月々のお支払額算出表」記載の、標準コースもしくは長期コースのうち会員が予め選択されたコースにより定める金額または会員が定額コースを選択のうえ1万円単位で予め指定された金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただく方法です。弁済金には、毎月の締切日残高に対し、各コースともに当社が定める手数料（以下「手数料」という）を含みます。手数料の実質年率（以下「手数料率」という）は、カード送付時の書面にてお知らせいたします。また、お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料をいただきます。

1回払い-締切日以後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。手数料は、と同様といたします。

ボーナス一括払い-締切日以後、最初のボーナス月（1月または8月）のお支払日に一括してお支払いいただく方法です。手数料は、と同様といたします。

2回払い-締切日以後、最初およびその次のお支払日の2回で均等分割してお支払いいただく方法です。なお、お支払額は1円単位とし、1円未満の端数が生じた場合には、2回目のお支払額に組み入れます。手数料は、と同様といたします。

ボーナス2回払い-締切日以後、最初およびその次のボーナス月（1月および8月または8月および翌年1月）のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。なお、お支払額は1円単位とし、1円未満の端数が生じた場合には、2回目のお支払額に組み入れます。また、手数料は、と同様の手数料に加え、2回目のお支払い時に当該お支払額の3%相当額の手数料をいただきます。

お支払い方法の変更-お支払い方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、の締切日残高および変更した1回払い分、ボーナス一括払い分ならびに2回払い分の合計額を基礎として計算します。また、その手数料も、その合計額に基づき計算します。なお、2回払い分をリボルビング方式に変更する場合に変更の対象となる商品購入代金は、1回目の支払分が当社の定める請求額の確定日に確定する以前にお申し出いただいた場合のみ当該商品購入代金の全額とし、当該確定日以後にお申し出いただいた場合は、お支払額が確定した売上分といたします。お支払い方法の自動変更サービス-インターネット、お電話等によりお申し出いただくことで、全ての商品購入代金のお支払い方法をリボルビング方式へ変更できます。

（3）（2）の弁済金と、から によってお支払いいただく金額（以下「弁済金等」という）は予め請求書でお知らせいたします。請求金額については、請求書受取り後20日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものといたします。

（4）当社の定める請求額の確定日までに当社にお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額することができます。

（5）手数料率および末尾「ショッピング月々のお支払額算出表」の弁済金額は、金融情勢等により変更させていただきますことがあります。その場合、第19条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせいたしました時の残高を含め、変更後の手数料率および弁済金額が適用されます。

第8条（弁済金等の遅延損害金）

会員が弁済金等のお支払いに遅れた場合は当該金額の商品購入代金相当分に対し、また第20条（期限の利益喪失）によりお支払期日前に全額お支払いいただくことになった場合は、商品購入代金残債務の全額に対し、各お支払日の翌日からお支払い完了に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金を当社にお支払いいただけます。なお、この料率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）（5）を適用いたします。

第9条（商品の所有権）

会員が購入された商品の所有権は、会員のお支払いが完了するまで当社にあるものといたします。

第10条（見本、カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により商品購入された場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務などが、見本・カタログ等と相違している場合は、ご利用店舗に対し商品、権利、役務等の交換または契約の解除を申し出ることができます。

第11条（支払停止の抗弁）

- 会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払いを停止することができます。
 - 商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。
 - 商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、その他何らかの欠陥がある場合。
 - その他商品などの販売についてご利用店舗に対して生じている抗弁事由がある場合。
- 当社は、会員から（1）の支払いの停止のお申し出があったときは、直ちに当社の定める手続きをいたします。
- 会員が（2）の申し出をするときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。
- 会員が（2）の申し出をするときは、上記内容がわかるものを書面にて（資料がある場合には資料を添付して下さい）当社に提出していただくようお願いいたします。また、申し出られた内容を当社が調査するときは、ご協力をお願いいたします。
- （1）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできません。
 - 商品購入が会員の商行為（業務提供誘引販売個人契約を除く）であるとき。
 - 1回の商品購入代金の合計が3万8千円未満のとき。
 - 会員によるお支払い停止のお申し出内容が信義に反すると認められるとき。

第3章（キャッシングサービス）

第12条（キャッシングサービス）

（1）会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。なお、1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。

- 当社および当社の提携する金融機関等組織の現金自動受払機（CD、ATM機など）を利用される方法。
- その他当社が定める方法。

（2）キャッシングサービスのご利用可能枠の決定および変更については第5条（カードのご利用）（5）、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額およびそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条（6）を適用いたします。

（3）当社は、会員のキャッシングサービスご利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

第13条（融資金の支払方法等）

（1）キャッシングサービスご利用による融資金（以下「融資金」という）および利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）のお支払い方法は、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、または一括払いのいずれかをご指定いただけます。

リボルビング払い-会員が以下の標準コース、または長期コースのうちあらかじめ選択されたコースによりお支払いいただく方法です。

標準コース-毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ（1万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、締切日の融資金残高が20万円を超えたときはお支払額が5千円増額され、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額されます。

長期コース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ（4千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。ただし、締切日の融資金残高が10万円を超えたときはお支払額が2千円増額され、これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額されます。

一括払い-お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です（の毎月のお支払額と によってお支払いいただく金額とを合わせ、以下「返済金」という）。

お支払いの変更-お支払いの変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の一括払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく返済金は、の締切日の融資金残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算いたします。また、その利息も、その合計額に基づき計算いたします。

お支払い方法の自動変更サービス-インターネット、お電話等によりお申し出いただくことで、全ての融資金等のお支払い方法をリボルビング方式へ変更できます。

（2）融資利率は、カード送付時の書面にてお知らせし、利息は毎月締切日の融資金残高に対し前回のお支払日の翌日から次回のお支払日までの日割計算によって計算された金額となります。ただし、第1回目の利息は、ご利用日の翌日から第1回目お支払日までの日割計算によって計算された金額といたします。

（3）融資金の締切り並びに返済金のお支払日、その他の支払方法については第7条（弁済金等の支払方法等）（1）を、返済金の請求通知等については第7条（3）を、返済金の増額については第7条（4）を、リボルビング払いの額および利率の変更については第7条（5）をそれぞれ適用いたします。なお、当社の定めた方法によりお支払日前にご返済いただくこともできます。この場合の利息については、ご利用日、または前回お支払いいただいた日の翌日からの日割計算によって計算された金額といたします。

（4）（2）または（3）の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただけます。

第14条（融資金の遅延損害金）

返済金のお支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、また第20条（期限の利益喪失）によりお支払期日前に全額お支払いいただくことになった場

合は、残債務（融資金）の全額に対し、各お支払日の翌日からお支払い完了となるまで年 20.0%で計算された遅延損害金をいただきます。なお、利率の変更については第 7 条（弁済金等の支払方法等）（5）を適用いたします。

第 4 章（共通事項）

第 1 5 条（支払額の充当方法）

会員からお支払いいただいた金額を、どの債務へあてるかの順番は、次に挙げるほか、割賦販売法第 30 条の 5 の通りといたします。

優先順位は遅延損害金、手数料または融資利息、商品購入代金または融資金の順。

遅延損害金は発生の早いものから、

手数料または融資利息はお支払日の早いものから。

商品購入代金または融資金は、その手数料率または利率の高いものから。手数料率または利率が同じ場合は、発生の早いものから。

第 1 6 条（カードの紛失、盗難等）

（1）カードを紛失されたり、盗難にあわれた場合（以下「紛失等」という）、すみやかに当社へ連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただけます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただけます。

（2）（1）の場合、ご本人以外によるカードのご使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただけます。

会員が第 2 条（カードの貸与）に違反されたことによる場合。

以外に、会員が本規約に違反されている場合。

戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。

第 4 条（暗証番号）（2）にあたる場合。

カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員ご本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。

（1）の届出書面に虚偽の申告があった場合、または正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第 1 7 条（カードの再発行）

（1）カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。海外で緊急に再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただけます。

（2）前項によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業提供者の要請により会員番号等の変更情報等が当社から当該継続的サービス事業提供者に通知されることを予め承認していただけます。

第 1 8 条（お届け事項の変更等）

（1）会員の住所、氏名、電話、勤務先、金融機関口座等のお届け事項に変更があった場合、すみやかに当社へ変更の手続きをおとりいただけます。

（2）変更となった旨を会員が当社にご連絡いただけなかったために、当社が会員にお届けする請求書、通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなさせていただきます。ただし、やむを得ない事情により（1）の変更手続きをおとりいただけなかった場合を除きます。

第 1 9 条（本規約の変更等）

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、所定の方法により会員へお知らせいたします。なお、お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなさせていただきます。

第 2 0 条（期限の利益喪失）

（1）会員が以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなく、また、支払期限前でも、直ちに残債務の全額をお支払いいただけます。

弁済金等のお支払いが遅れ、当社から 20 日以上 の相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いいただけなかったとき。商品購入が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除く）となる場合で、会員の弁済金等のお支払いが 1 回でも遅れたとき。

お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、貸与等にご利用されたとき。

返済金のお支払いが 1 回でも遅れたとき。ただし、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。

差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けられたとき。

会員または会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けられたとき、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをされたとき。

（2）会員が以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、支払期限前でも、直ちに残債務の全額をお支払いいただけます。

（1）の から を除き、本規約上の義務に違反され、それが重大なものであるとき。

会員の信用状態が著しく悪くなったとき。

会員資格を喪失されたとき。

第 2 1 条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第 2 2 条（その他承諾事項）

会員はその他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。

第 8 条（弁済金等の遅延損害金）、第 14 条（融資金の遅延損害金）の遅延損害金および第 13 条（融資金の支払方法等）（2）の融資金の利息は、1 年を 365 日とした日割計算で行うこと。

会員のご都合により第 7 条（弁済金等の支払方法等）、第 13 条（融資金の支払方法等）以外のお支払い方法において発生した入金費用、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、第 8 条（弁済金等の遅延損害金）および第 14 条（融資金の遅延損害金）の遅延損害金に含まれるものといたします。

当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

当社と提携している損害保険会社の海外旅行傷害保険等の団体契約については、簡易に加入できるように、当社に依頼ができること。

当社が会員にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

当社が会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、会員の住民票を取得させていただくことがあること。

当社が会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅、携帯、勤務先およびその他の連絡先にて電話確認を取らせていただくことがあること。

会員のカードについて第 7 条（弁済金等の支払方法等）（1）の口座振替によるお支払が連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

当社が、カード交付時に当社の定めるカード受領確認書に署名、捺印、その他必要事項の記載を求めた場合、これに応じ、速やかに当該受領書を当社にご提出いただくこと。

第 2 3 条（会員資格の喪失等）

（1）当社は会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく会員資格の取り消し、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等の処置をさせていただくことがあります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

第 22 条（その他承諾事項） のカード受領確認書の提出がないとき。

第 7 条（弁済金等の支払方法等）（1）の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、または前条 の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

第 20 条（期限の利益喪失）（1）または（2）各号のいずれかに該当したとき。

会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込みなどで虚偽の申告をされたとき、または、当社に対する債務の返済が行われな

いとき。信用情報機関の情報により、会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

第 18 条（お届け事項の変更等）（1）に違反されたことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。

キャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービス、またはその他のカードのご利用状況が不適切、または社会通念に照らし容認できず、当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

（2）（1）の処置は、店舗、現金自動受払機（C D、A T M機など）等を通じて行うなど当社所定の方法により行うものいたします。

（3）会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただけます。この場合、当社からの請求により支払期限前でも、直ちに残債務の全額をお支払いいただくこともあります。

第 2 4 条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

商品購入代金または融資金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただけます。

商品購入代金および融資金のお支払い方法は 1 回払いといたします。

本規約の全ての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止または停止することができます。

第 2 5 条（業務委託）

当社はカード発行業務・代金決済業務・システム運用業務・その他各種問い合わせ業務およびこれらに付随する業務等を、株式会社クレディセゾンに委託し、また、与信後の管理業務の一部についてはジェービーエヌ債権回収株式会社に業務委託します。なお、会員は、当該業務委託先が本委託内容に必要な範囲内で個人情報を取扱うことについて予め同意するものとします。

第 5 章（家族カード特別）

第 2 6 条（適用）

第 27 条（カードの発行）に基づき家族カードを発行する場合には、第 25 条までの規定に加え家族カード特別が適用されます。両規定が重複する場合には家族カード特別を優先いたします。

第 2 7 条（カードの発行）

会員のご家族で、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を認めた方（以下「家族会員」という）に家族カードを発行いたします。この場合、家族カードの利用代金は会員にお支払いいただけます。

第 2 8 条（暗証番号）

第 4 条（暗証番号）（1）のお届けは、会員に行っていただきます。

第 2 9 条（キャッシングサービス）

3 章のキャッシングサービスは、会員のみ利用できるものといたします。

第 3 0 条（会員資格の喪失等）

第 23 条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

（4）会員が会員資格を取り消された場合には、家族会員も同様とし、（3）を適用いたします。

第 6 章（ダイワセゾンアメリカン・エクスプレス・カード特別）

第 3 1 条（適用）

ダイワセゾンアメリカン・エクスプレス・カード（以下「アメックスカード」という）については、第 25 条までの規定に加えダイワセゾンアメリカン・エクスプレス・カード特別（以下「アメックス特別」という）が適用されます。両規定が重複する場合は、アメックス特別を優先いたします。

第 3 2 条（カードの発行）

第 25 条までの規約とアメックス特別をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社がアメックスカードのご利用を認めた方（以下「アメックス会員」という）にアメックスカードを発行いたします。

第 3 3 条（年会費）

アメックス会員は当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を、アメックスカードの決済口座を通じてお支払いいただけます。年会費は、アメックスカードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返しいたしかねます。

第 3 4 条（キャッシングサービス）

キャッシングサービスについては、第 12 条（キャッシングサービス）に以下の項目を追加いたします。

（4）アメックス会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続きに従い、第 12 条（キャッシングサービス）（2）に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用いただけます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。

（5）（2）のほか、当社およびアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（以下「アメックス社」という）が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。

第 3 5 条（カードの再発行）

第 17 条（カードの再発行）のカード再発行費用のご負担はございません。

第 3 6 条（会員資格の喪失等）

第 23 条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

年会費のお支払いがないとき。

第 3 7 条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第 24 条（日本国外でのカード利用） は以下の通りとします。

商品購入代金または融資金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただけます。なお、アメックス社が換算する場合、円換算時に 2％の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。

第 7 章（ダイワセゾンアメリカン・エクスプレス・カード家族カード特別）

第 3 8 条（適用）

第 39 条（カードの発行）の(1)に基づきアメックスカードに家族カードを発行する場合には、第 5 章（家族カード特別）を除く第 37 条までの規定に加えダイワセゾンアメリカン・エクスプレス・カード家族特別（以下「アメックス家族特別」という）が適用されます。第 37 条までの規定とアメックス家族特別の内容が重複す

る場合は、アメックス家族特別を優先いたします。

第39条(カードの発行)

- (1) 当社は、アメックス会員のご家族で、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を認めた方(以下「アメックス家族会員」という)にアメックス家族カードを発行いたします。この場合、アメックス家族カードのご利用代金はアメックス会員にお支払いいただきます。
- (2) (1)の場合、ダイワセゾンカード規約の会員には、アメックス家族会員を含めるものとします。
- (3) (1)の場合、ダイワセゾンカード規約のカードには、アメックス家族カードを含めるものとします。
- (4) (1)の規定にかかわらず、当社の指定するカードによっては、アメックス家族カードの発行を行わない場合があります。

第40条(暗証番号)

アメックス家族会員が、ご本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、アメックス会員のご負担といたします。ただし、ご本人の故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、ご負担とはなりません。

第41条(年会費)

アメックス会員は当社に対し、当社の定めるアメックス家族カードの年会費とその消費税等を、アメックスカードの決済口座を通じて支払うものいたします。年会費は、アメックス家族カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返しいたしかねます。

第42条(キャッシングサービス)

第3章のキャッシングサービスは、アメックス会員および当社が認めたアメックス家族会員が利用できるものといたします。

第43条(会員資格の喪失等)

- 第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。
- (4) アメックス会員が会員資格を取り消された場合には、アメックス家族会員も同様とし、(3)を適用いたします。

「ショッピング月々のお支払額算出表」(ダイワセゾンカード規約第7条(2) 参照)

標準コース		長期コース	
ご利用があった時の 締切日残高	弁済金 (月々のお支払額)	ご利用があった時の 締切日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1円～100,000円	10,000円	1円～60,000円	3,000円
100,001円～は、 50,000円増すごとに	5,000円 ずつ加算	60,001円～200,000円は、 20,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		200,001円～400,000円は、 25,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		400,001円～500,000円は、 50,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算
		500,001円～は、 50,000円増すごとに	2,000円 ずつ加算

- 注1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。
- 注2. 新たなカードの利用がないときは、前回と同額のお支払い額となります

キャッシングでのリボ払い月々お支払い額算出表

ご利用残高	ダイワセゾンカード (第13条(1) 参照)	
	長期コース	標準コース
1円～100,000円まで	4,000円	10,000円
100,001円～150,000円まで	6,000円	
150,001円～200,000円まで	8,000円	
200,001円～250,000円まで	10,000円	15,000円
250,001円～300,000円まで	12,000円	
300,001円～350,000円まで	14,000円	20,000円
350,001円～400,000円まで	16,000円	
400,001円～450,000円まで	18,000円	
450,001円～500,000円まで	20,000円	25,000円

500,001円～550,000円まで	22,000円	30,000円
550,001円～600,000円まで	24,000円	

お利息は毎月のお支払額に含まれております。
 新たなお借入れまたは、お支払日前までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの機関やご融資利率により、お利息が上記表に記載の金額を超えるときがございます。この場合、お利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。
 月々のお支払い額が算出表の該当お支払い額に満たない場合には、全額となります。

ショッピングでのリボ払いお支払いの一例

ご利用可能枠 20万円・長期コース(実質年率 13.8%) でご利用の場合

ご購入	4/11	スーツ	60,000円(税込)
	6/11	ブラウス	20,000円(税込)
お買物可能額	140,000円	142,310円	124,647円
お支払残高	60,000円	57,690円	55,353円
お支払額	3,000円	3,000円	4,000円
手数料	60,000円×13.8%÷12ヶ月 =690円	57,690円×13.8%÷12ヶ月 =663円	55,353円×13.8%÷12ヶ月 +20,000円×13.8%÷12ヶ月 =866円
商品代金充当分	3,000円-690円=2,310円	3,000円-663円=2,337円	4,000円-866円=3,134円
お支払日	6/4	7/4	8/4

(問合わせ先)

- (1) 商品購入についてのお問合わせ、ご相談はカードをご利用になった店舗にご連絡下さい。
- (2) 立替払い(お支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(ダイワセゾンカード規約第11条(4))、キャッシングサービスについてのお問合わせ、ご相談は下記におたずね下さい。

大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒530-8241 大阪市北区梅田3-3-5
 割賦購入あっせん業者登録番号 近第76号
 貸金業者登録番号 近畿財務局長(1)第00803号

ダイワセゾンカードインフォメーションセンター(業務委託会社 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1791 大阪 06-6221-9496

本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカードを切断し、解約される旨を明記の上当社あてご返送ください。